

飛び出し坊や看板について

1. 結論

過去に PTA で設置した飛び出し坊や看板について、今年度中をめどに撤去する。
撤去費用は PTA 残金から拠出し、業者に依頼して実施する。
自治会掲示板、すぐーる、CS ホームページで告知を行う。

2. 理由

- R4 年度をもって PTA が解散し、R5 年度保護者の会が残務整理後に解散するため、今後設置を続ける場合の管理主体がなくなる。
- 設置の継続について公的機関の許可を得ることができない。
【神戸市建設局 道路管理課からの回答】
 - 制度として、市道に置く場合は道路占用許可を取らないと不法占用となる。
 - これまで東須磨から対象となるような申請はない。
 - もし新たに申請してもらったとしてもそのような看板には許可は出ない。
- PTA 保険について、継続できるかどうか未定であり、また何か事故があった時はケースバイケースで判断されるため、何でも確実にカバーされるとは言えないと保険会社から聞いている。
- 撤去費用について PTA 残金から拠出はできるが PTA 会計整理のために 3 月末までの対応が必要である。
- 協議会は毎年委員が変わる会議体で PTA のような団体ではないため、PTA・保護者の会から管理責任を引き継ぐことは体制、費用、保険の面で困難である。

3. 今後について

- 自治会掲示板、すぐーる、CS ホームページで告知を行う。
- 古い飛び出し坊や看板については、もし引き取りたい人や、個人敷地内に設置したい人がいれば、期限を決めて譲渡を検討する。
- 学校敷地内や児童館等に設置できるか検討する。
- 警察、市に対して子供の飛び出しに関わるさらなる安全対策の要望をしていく。
- 子どもたちに対してあらためて交通安全の啓蒙を行っていく。